

○北海道後期高齢者医療広域連合の事務所の位置に関する規則

制 定 平成19年3月1日規則第2号

北海道後期高齢者医療広域連合規約第6条に規定する広域連合の事務所の位置は、札幌市中央区南2条西14丁目国保会館内とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。